

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額療養費の見直しについて ～

■ 高額療養費の限度額が見直しされます

● 平成30年8月より、高額療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

【平成30年7月まで】

区 分		1か月の自己負担限度額 (※1)	
		外来 〔個人単位〕	外来＋入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者		57,600円	(医療費総額－267,000円)×1%＋80,100円 (44,400円)※2
一般		14,000円※3	57,600円 (44,400円)※2
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。

※3 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

【平成30年8月から】

区 分		1か月の自己負担限度額 (※1)	
		外来 〔個人単位〕	外来＋入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1% (140,100円)※2	57,600円 (44,400円)※2
	課税所得 380万円以上	167,400円＋(医療費－558,000円)×1% (93,000円)※2	
	課税所得 145万円以上	80,100円＋(医療費－267,000円)×1% (44,400円)※2	
一般		18,000円※3	57,600円 (44,400円)※2
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

■ 高額介護合算療養費の限度額が見直しされます

● 高額介護療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分		現行	平成30年8月～
現役並み所得者		67万円	【課税所得690万円以上】212万円
			【課税所得380万円以上】141万円
			【課税所得145万円以上】67万円（改正なし）
一般		56万円	56万円（改正なし）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円（改正なし）
	区分Ⅰ	19万円	19万円（改正なし）

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

☎ 011-290-5601

福島町役場 福祉課

国民健康保険係

☎ 47-4682